いじめの重大事態に係る調査報告書

２０２４年１２月１８日

網走市いじめ問題調査委員会

はじめに

２０２２年１１月から２０２３年２月にかけて、[redacted]中学校で重大事態に該当し得る３件のいじめが発覚した。そのうち１件は複数の男子生徒らから男子生徒に対するいじめで、残り２件は同一の男子生徒から女子生徒２名に対するいじめであった。

いじめ防止対策推進法２８条１項には、いじめ重大事態について次のように記載されている。

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

網走市教育委員会は上記３件がいじめ防止対策推進法が規定するいじめ重大事態に該当する疑いがあるとして、２０２３年３月２１日に網走市いじめ問題調査委員会を設置した。また、同年７月２１日、同教育委員会は調査委員会に対し、以下のとおり諮問した。

１　市内中学校で発生したいじめ重大事態の事実関係に関すること。

２　当該重大事態に対する当該中学校及び網走市教育委員会の対応の検証に関すること。

３　いじめの再発防止や予防に関すること。

４　いじめ問題調査委員会の在り方に関すること。

本調査報告書は、この諮問に対する答申である。

当委員会は３７回にわたる会議を行い、延べ３０回以上におよぶ関係者からの聴き取りと膨大な資料の分析に基づいて各いじめの事実関係を明らかにし、学校や教育委員会の対応の是非、再発防止策、いじめ問題調査委員会の在り方を検討した。

提言内容は、法や国の基本方針などが求める基本的な事柄の実践が主であり、学校及び教育委員会は提言内容を検討の上、可及的速やかに教育現場に取り入れることを強く望む。

なお、当委員会によるいじめ調査は終了したが、被害・加害生徒とそのご家族は、これからも地域と学校で生活を送ることになる。教育委員会は、報告書の公表の仕方や漏洩防止などの情報管理を徹底し、関係者への誹謗中傷などの二次被害が生じないように厳重な対策を講じていただきたい。

網走市いじめ問題調査委員会委員一同

目次

第１　調査委員会の概要、諮問事項、調査方法、経過 7

１　当委員会の組織 7

２　いじめの重大事態の調査等の諮問 8

３　調査の方法・内容 9

４　調査の経過 10

第２　いじめの定義 20

[redacted] 21

[redacted] 21

[redacted] 22

[redacted] 22

[redacted] 23

[redacted] 23

[redacted] 24

[redacted] 26

[redacted] 26

[redacted] 26

[redacted] 27

[redacted] 27

[redacted] 27

[redacted] 28

[redacted] 28

[redacted] 30

[redacted] 31

[redacted] 55

[redacted] 55

■ ■ 58
■ ■ 58
■ ■ 60
■ ■ 60
■ ■ 61
■ ■ 68
■ ■ 68
■ ■ 68
■ ■ 69
■ ■ 70
第８　Ｖ２案件に関連する事実経過といじめと認定した事実 71
１　Ｖ２とＡ１との関係 71
２　事実経過といじめと認定した事実 71
第９　Ｖ２案件に関する重大事態の認定 77
１　重大事態 77
２　Ｖ２の状況 77
３　各いじめとの因果関係 77
第１０　Ｖ２案件に関する学校の対応について 79
第１１　学校対応の評価 88
１　いじめ防止対策組織の設置状況 88
２　組織的対応の欠如 89
３　■対応の不十分さ 89
４　市教委への報告義務違反 90
５　事実確認の問題点 90
６　加害生徒らに対する指導が行われていないこと 91
第１２　Ｖ３案件に関する事実経過といじめと認定した事実 92

１ [redacted] 92
２ [redacted] 92
３ [redacted] 95
４ [redacted] 100
第１３　Ｖ３案件に関する重大事態の認定 102
１　重大事態 102
２　Ｖ３の状況と因果関係 102
第１４　Ｖ３案件に関する学校の対応について 103
第１５　Ｖ３案件に関する学校対応の評価 112
１　いじめ防止対策組織の設置状況 112
２　組織的対応の欠如 113
３　事実確認の不十分さ 113
４ [redacted]対応の不十分さ 114
５　加害生徒らに対する指導が行われていないこと 115
第１６　学校及び市教委に対する再発防止の提言 116
１　基本的な学習態度・生活態度の徹底 116
２　被害生徒の支援と加害生徒の指導（[redacted]） 117
３　集団への介入 119
４　生徒会活動の支援 120
５　市教委との連携 122
６　いじめ対応ガイドブックの利用 122
７　学校いじめ基本方針の改正 123
８　生徒からの情報収集、生徒の見守りの強化 123
９　進学時の情報共有 124
１０　教職員、教育委員会関係者のいじめの理解の徹底 124
第１７　市教委の対応とその評価について 125

１　市教委の対応（時系列）……125
２　市教委の対応に対する評価……134
第１８　市教委に対する提言……136
１　いじめの再発防止や予防について……136
２　いじめ問題調査委員会の在り方について……139
３　委員の委嘱方法……139

第１　調査委員会の概要、諮問事項、調査方法、経過

１　当委員会の組織

⑴　組織の概要

網走市教育委員会（以下「市教委」という。）は、２０２３年３月２１日、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号、以下、「法」という。）２８条１項に基づき行う調査のため、法２８条１項及び網走市附属機関条例（平成１２年条例第２４号、以下、「条例」という。）１条に基づき、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者で構成する網走市いじめ問題調査委員会（以下「当委員会」という。）（定員７人以内）を市教委の附属機関として設置した。

委員の構成は、以下のとおりである。

	氏名	選出区分
会長	丹羽　光一	学識経験者
副会長	山西　爾	福祉
委員	花高　了三	心理
委員	松原　良次	医療
委員	浦澤　佳弘	法律
委員	大根田　紫織	法律
委員	野呂　伸一	法律

⑵　所掌事務

当委員会は、市教委の附属機関として法２８条１項に基づき調査を行うが、網走市いじめ問題調査委員会運営要綱２条により、以下の事項が義務付けられ、又は、権限が付与されている。

ア　委員会委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を客観的かつ速やかに調査するものとする。

イ　調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からの聴き取り及び現地調査等を実施することができる。

ウ　調査に伴い必要となる資料・データ等について、委員会は、学校及び学校設置主体に提出の協力を求めることができる。

エ　調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討するものとする。

オ　調査は事案ごとに行うが、複数事案を併せて行うことも差し支えないものとする。

カ　調査を終了した後、委員会は、教育委員会に調査結果を説明するとともに改善意見を述べるものとする。

2　いじめの重大事態の調査等の諮問

市教委は、２０２３年７月２１日付け諮問書において、当委員会に対して、網走市附属機関条例２条１項に基づき、法２８条１項に規定するいじめの重大事態の調査等について諮問（以下、「本件諮問」という。）した。本件諮問に係る諮問書の記載内容は以下のとおりである。

諮問理由

市内中学校で発生したいじめ重大事態に関し、当該中学校及び網走市教育委員会における取組や対応状況について、専門家による調査・検証を行い、より効果的な取組や対応等の在り方、持つべき視点について意見を求め、その結果を反映させることにより、いじめの再発防止や予防に資する様々な取組の一層の充実を図るための諮問をするもの。

諮問内容

(1)　市内中学校で発生したいじめ重大事態の事実関係に関すること。

(2)　当該重大事態に対する当該中学校及び網走市教育委員会の対応の検証に関すること。

(3)　いじめの再発防止や予防に関すること。

(4)　いじめ問題調査委員会の在り方に関すること。

3　調査の方法・内容

(1)　調査の方法の概要

当委員会は、本件諮問に係る重大事態（以下、「本件重大事態」という。）の調査にあたり、基本的に以下の方法により事実関係等の把握に努めることとした。

ア　学校や市教委、被害生徒などの関係者・関係機関からの資料収集

イ　被害生徒・関係生徒・教員・市教委職員・被害生徒家族などを対象とする聴取調査

ウ　収集した資料等の精査・分析

(2)　資料収集

本件重大事態の調査にあたり、学校・市教委・被害生徒（保護者）・関係生徒（保護者）から自発的な資料の提供を受けた。また、それに加えて当委員会が必要ないし有益と思われる資料の提供を要請し、その提供を受けた。

(3)　聴取調査

聴取調査は、被害生徒（保護者）・関係生徒（保護者）・教員・市教委職員及びその他の関係者を対象とした。

被害生徒及び関係生徒については、聴取調査への協力を要請し、協力に応じる意向を示した被害生徒及び関係生徒の聴取調査を実施した。

教員については、被害生徒・関係生徒と一定の関与のあった教員等、市教委について３件のいじめに対応した職員を中心に聴取調査を行った。

聴取調査は、[redacted]１回、被害者Ｖ２の保護者２回、被害者Ｖ３の保護者１回、加害者Ａ１（保護者同伴）２回、教員２２名（延べ３２回）、市教委職員６名各１回、その他[redacted]１回、実施した。

⑷　資料等の精査・分析

収集した資料等については、随時内容の精査・分析を進めながら、それらを踏まえて調査活動を進めた。

４　調査の経過

⑴　委員会の開催状況

第１回　　２０２３年３月２１日
第２回　　２０２３年５月３１日
第３回　　２０２３年７月２１日
第４回　　２０２３年８月２３日
第５回　　２０２３年９月４日
第６回　　２０２３年９月２７日
第７回　　２０２３年１０月１２日
第８回　　２０２３年１０月２５日
第９回　　２０２３年１１月８日
第１０回　２０２３年１１月３０日
第１１回　２０２３年１２月１３日
第１２回　２０２４年１月１０日
第１３回　２０２４年１月２５日
第１４回　２０２４年２月８日
第１５回　２０２４年２月２８日
第１６回　２０２４年３月１４日
第１７回　２０２４年３月２８日

第１８回　２０２４年４月１１日

第１９回　２０２４年４月２４日

第２０回　２０２４年５月１０日

第２１回　２０２４年５月２３日

第２２回　２０２４年６月６日

第２３回　２０２４年６月２７日

第２４回　２０２４年７月２２日

第２５回　２０２４年８月５日

第２６回　２０２４年８月２２日

第２７回　２０２４年９月５日

第２８回　２０２４年９月１１日

第２９回　２０２４年９月１８日

第３０回　２０２４年９月２５日

第３１回　２０２４年１０月９日

第３２回　２０２４年１０月１８日

第３３回　２０２４年１０月３０日

第３４回　２０２４年１１月１３日

第３５回　２０２４年１２月４日

第３６回　２０２４年１２月１２日

第３７回　２０２４年１２月１８日

(2)　各種資料の収集・聴取調査実施の経過

ア　資料収集　随時

イ　聴取調査

(ｱ)　関係生徒・保護者

ａ　２０２３年８月２日

場所　　市教委　会議室

聴取者　　丹羽、浦澤、大根田

被聴取者　Ｖ３の両親

[redacted]

Ｖ２の父

※当委員会の説明や今後の進め方・スケジュールの説明であり、調査回数に含めていない。

b　２０２３年９月２７日

場所　　エコーセンター

聴取者　　丹羽、山西、花高、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　[redacted]

第６回調査委員会の中で、今後の方針説明及び意向確認を実施した。

※これは、当委員会の説明や今後の進め方・スケジュールの説明であり、調査回数に含めていない。

c　２０２３年１２月６日

場所　　エコーセンター

聴取者　　丹羽、山西、花高、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｖ３の両親

d　２０２３年１２月８日

場所　　エコーセンター

聴取者　　丹羽、花高、浦澤、野呂

被聴取者　[redacted]

e　２０２３年１２月１３日

場所　　エコーセンター

聴取者　　丹羽、山西、花高、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｖ２の父

f　２０２３年１２月１５日

場所　　エコーセンター

聴取者　　山西、大根田

被聴取者　Ｖ２の母

g　２０２４年3月２２日

場所　　網走市役所本庁舎１階

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ａ１、Ａ１両親

h　２０２４年3月２７日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ａ１、Ａ１母

i　２０２４年4月５日

場所エコーセンター

聴取者　　山西、浦澤

被聴取者　Ａ９、Ａ９の両親

(ｲ)　教員

a　２０２３年１２月１４日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　丹羽、浦澤

被聴取者　Ｔ５[redacted]組担任

b　２０２３年１２月１４日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、野呂

被聴取者　Ｔ７生徒指導

c　２０２３年１２月１５日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、浦澤

被聴取者　Ｔ４[redacted]組担任

d　２０２３年１２月１９日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ１１

e　２０２３年１２月２０日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、野呂

被聴取者　Ｔ６副担任

f　２０２３年１２月２１日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ９

g　２０２３年１２月２２日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ１２

h　２０２３年１２月２６日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　丹羽、花高、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｔ１３

i　２０２３年１２月２６日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　丹羽、花高、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｔ２教頭

j　２０２４年１月９日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、野呂

被聴取者　Ｔ１７校長（２０２３年４月～）

k　２０２４年１月９日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、野呂

被聴取者　Ｔ８

l　２０２４年１月１１日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、浦澤

被聴取者　Ｔ７生徒指導

m　２０２４年１月１２日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、花高、大根田

被聴取者　Ｔ１８養護教諭

n　２０２４年１月１２日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、花高、大根田

被聴取者　Ｔ４[redacted]組担任

o　２０２４年１月１６日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　大根田、浦澤

被聴取者　Ｔ１９

p　２０２４年１月１７日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　山西、浦澤

被聴取者　Ｔ５■組担任

q　２０２４年１月１９日

場所　　■■■■■■■■中学校

聴取者　　花高、野呂

被聴取者　Ｔ６副担任

r　２０２４年１月２２日

場所　　■■■■■■■■中学校

聴取者　　野呂、浦澤

被聴取者　Ｔ２教頭

s　２０２４年１月２３日

場所　　■■■■■■■■中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ１８養護教諭

t　２０２４年１月２４日

場所　　■■■■■■■■中学校

聴取者　　花高、浦澤

被聴取者　Ｔ５■組担任

u　２０２４年１月２９日

場所　　■■■■■■■■中学校

聴取者　　山西、野呂

被聴取者　Ｔ１０

v　２０２４年１月３１日

場所　　Ｚｏｏｍ

聴取者　　山西、大根田

被聴取者　Ｔ１４

w　２０２４年２月５日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　大根田、野呂

被聴取者　Ｔ１６養護教諭

x　２０２４年２月７日

場所　　エコーセンター

聴取者　　浦澤、野呂

被聴取者　Ｔ１校長（２０２０～２０２２年度）

y　２０２４年２月８日

場所　　エコーセンター

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ２０スクールカウンセラー

z　２０２４年２月９日

場所　　エコーセンター

聴取者　　丹羽、大根田

被聴取者　Ｔ２１

aa　２０２４年２月１４日

場所　　浦澤法律事務所

聴取者　　浦澤、野呂

被聴取者　Ｔ１校長

bb　２０２４年２月２２日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ２教頭

cc　２０２４年２月２９日

場所　　エコーセンター

聴取者　　花高、浦澤

被聴取者　Ｔ１５期限付き教諭

dd　２０２４年３月４日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　浦澤、野呂

被聴取者　Ｔ３主幹

ee　２０２４年３月６日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　浦澤、野呂

被聴取者　Ｔ３主幹

ff　２０２４年５月２３日

場所　　[redacted]中学校

聴取者　　花高、大根田

被聴取者　Ｔ１８養護教諭

(ｳ)　市教委

a　２０２４年５月１３日

場所　　エコーセンター

聴取者　　大根田、野呂

被聴取者　Ｅ６学務係長

（２０２２年４月～２０２３年３月）

b　２０２４年５月２０日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　松原、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｅ４学校教育部次長

（２０１９年４月～２０２３年３月）

c　２０２４年５月２１日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　丹羽、浦澤、大根田、野呂

被聴取者　Ｅ５

学校教育部参事（２０２１年４月～２０２３年３月）

学校教育課課長（２０２３年４月～）

d　２０２４年５月３１日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　丹羽、山西、野呂、大根田

被聴取者　Ｅ３学校教育部次長

（２０２２年４月～）

e　２０２４年６月１２日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　丹羽、花高、大根田、野呂

被聴取者　Ｅ２学校教育部長

（２０２１年４月～２０２３年３月）

f　２０２４年６月１３日

場所　　網走市役所西庁舎

聴取者　　丹羽、大根田、野呂

被聴取者　Ｅ１教育長（２０２１年４月～）

第２　いじめの定義

法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義されている（法２条１項）。

これから検討していく各事案の中には、性犯罪に該当し得る行為が含まれている。性犯罪に該当し得る行為が、「心身の苦痛」を感じさせるか否か検討する際、性犯罪を規制する法律が性的自己決定権を守ろうとしていることを踏まえ、被害生徒が当該行為によりどのような肉体的・精神的苦痛を被ったかをより実態に即して判断するよう心掛けた。

なお、個別のいじめ判断は、各いじめの該当箇所を参照していただきたい。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

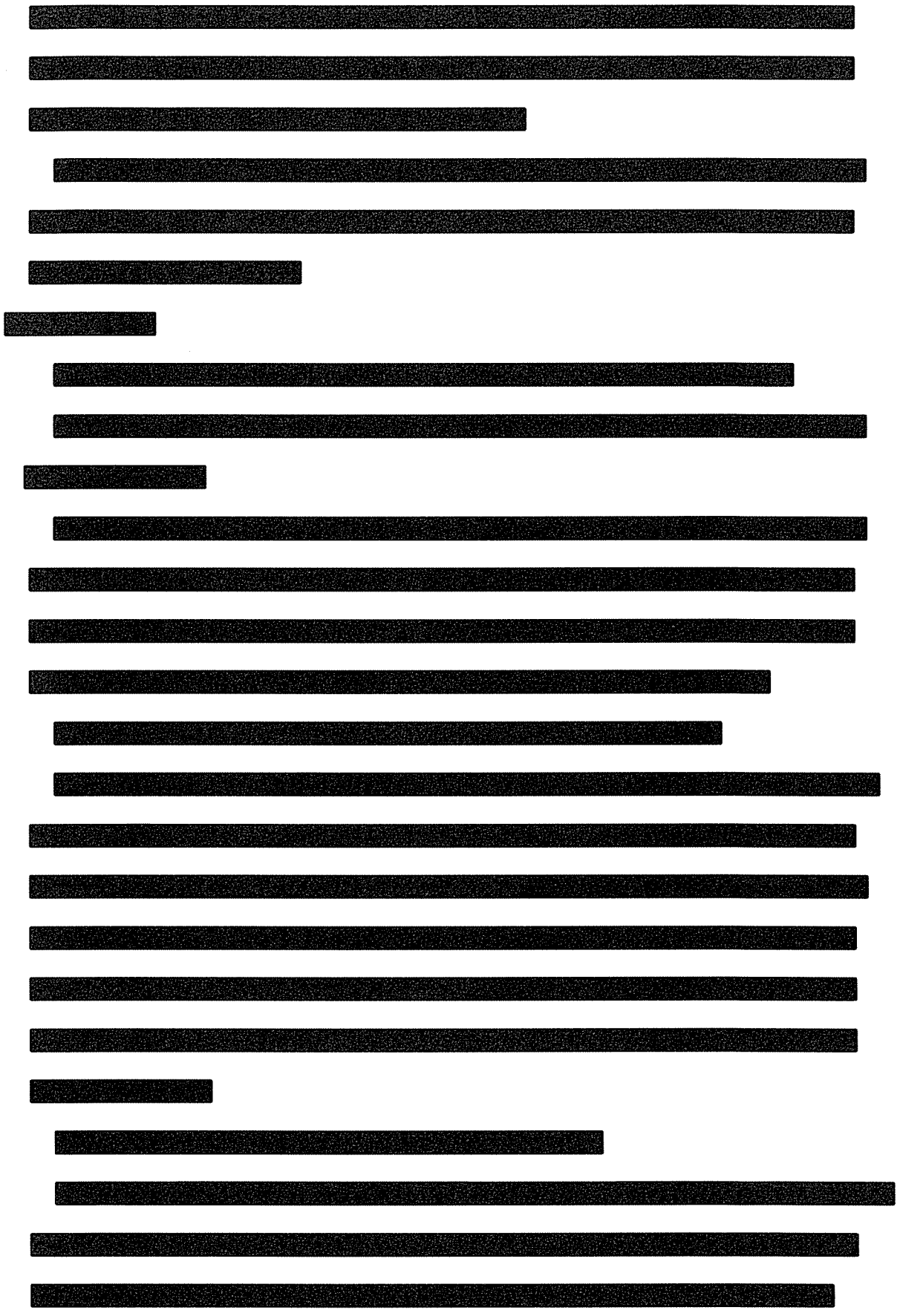

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[1] 永田憲史『逐条解説「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」』２３６頁～２３７頁（関西大学出版部、第１版、令和５年）

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第８　Ｖ２案件に関連する事実経過といじめと認定した事実

１　Ｖ２とＡ１との関係

[redacted]

２　事実経過といじめと認定した事実

(1)　唾事件

ア　事実経過

[redacted]

イ　いじめと認定した事実

他人の吐いた唾については、衛生的・心理的に触れたくないものであり、触らせられた者の意思に反し、不快感や嫌悪感を覚え、心身に苦痛を感じ、いじめに当たる。

したがって、Ａ１がＶ２に、Ａ２が吐いた唾を触らせられる行為は、Ｖ２の意思に反する行為であって、Ｖ２は不快感や嫌悪感を覚え、心身の苦痛を感じたと言え、いじめに当たる。

(2) [redacted]事件

ア　事実経過

[redacted]

イ　いじめと認定した事実

身体的特徴は千差万別であり、個人の人格権（アイデンティティ）と密接に関連するセンシティブな事柄である。このように人格権と密接に関連する身体的特徴をからかう行為は、からかわれた者の人格権を侵害する行為といえ、特段の事情の無い限り、心身の苦痛を感じさせ、いじめに当たる。

したがって、Ａ１がＶ２に対し、「[redacted]」などとからかう行為は、Ｖ２に心身の苦痛を感じさせ、いじめに当たる。

(3) 身体的接触

ア　事実経過

[redacted]

イ　いじめと認定した事実

思いがけず他人から体を触られることは、触られる部位、触られ方、触られる時間といった具体的態様や触った者との人間関係によるが、一般

的には触られる者の自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感を覚え、心身の苦痛を感じることが多いと言える。

[redacted]親密な人間関係がない者から思いがけず当該部位を触られた場合、特段の事情の無い限り、触られる者の性的自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じ、いじめに当たる。

本件について、Ａ１がＶ２の服のほこりを払った行為に仮に親切心が認められるとしても、[redacted]他人に触られたくない部位であることに注意すべきであり、まずは口頭でＶ２にほこりがついていることを教えるべきであった。

しかし、Ａ１はそのようなことを怠り、不意にＶ２[redacted]に触れており、Ｖ２が嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じたと言え、いじめに当たる。

(4) 身体的接触

[redacted]

[redacted]Ａ１は[redacted]Ｖ２の性的自己決定権を侵害し、Ｖ２は嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じたと言え、いじめに当たる。

(5) 腕回し事件

ア 事実経過

[redacted]

イ いじめと認定した事実

肩は、性的部位に該当しないにしても、肩に腕を回す行為は、密接な接触関係を伴い、通常は、親密な人間関係が存在する間柄で行われる。そのため、親密な人間関係がない者から、思いがけず腕を回される行為は、特段の事情の無い限り、回された者の自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じ、いじめと言える。

また、いじめに当たる罰ゲームを指示し、実行されれば心身の苦痛を生じさせることに変わりなく、たとえ自分が実行していないとしても同様にいじめと言える。

Ａ１とＶ２は、親密な人間関係が存在する間柄とは言えず、Ａ１がＶ２の背後から肩に腕を回した行為は、Ｖ２の自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じさせ、いじめに当たり、Ａ２及びＡ３がＡ１に罰ゲームを指示し、実行させたことも同様に被害生徒に対するいじめに当たる。

(6) ＬＩＮＥ事件

ア　事実経過

[redacted]

イ　いじめと認定した事実

性的な話題は慎重に取り扱われるべきセンシティブな話題であり、性的な話を誰といつ、どのようにするかは自分の意思で決定すべき事柄である。

特に、誰といつ、どのような性的接触を持つかは、肉体的・精神的に密接な接触やつながりを伴う行為で、より高度な性的自己決定権に基づき決められる事柄である。

そのため、自己の承諾なく性的な話題を持ち出されたり性的接触を求められたりすることは、性的自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感、性的羞恥心を覚え、心身の苦痛を感じ、いじめに当たる。

また、いじめに当たる罰ゲームを指示し、実行させれば心身の苦痛を生じさせることに変わりなく、同様にいじめと言える。

Ａ１がＶ２の承諾なく、Ｖ２に対し、一方的に[redacted]ＬＩＮＥメッセージを送信し、さらに、拒絶したＶ２に[redacted]脅迫的言辞を送ったことは、Ｖ２の性的自己決定権を侵害し、嫌悪感・不快感、性的羞恥心のみならず、恐怖を覚えるものであり、心身の苦痛を感じたと言え、

いじめに当たる。

また、Ａ２及びＡ３が罰ゲームを指示し、実行させたことも同様にＶ２に対するいじめに当たる。

なお、Ａ１は他の生徒から指示を受けて行った罰ゲームの一環でＬＩＮＥメッセージを送信したと説明しているが、Ｖ２が心身の苦痛を感じることに変わりはなく、いじめに当たるという結論を左右するものではない。

また、ＬＩＮＥメッセージの送信間隔及びＡ１の供述からしても、他の生徒からの指示を受けて作成・送信したものとは認められない。

第９　Ｖ２案件に関する重大事態の認定

１　重大事態

重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じることをいい（法２８条１項１号）、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断される。

２　Ｖ２の状況

Ｖ２は、[redacted]学年になった２０２３年４月以降、頭痛、腹痛、悪心などを訴えて保健室を訪れる回数が急増し、「死にたい。」、「自殺を考える。」などの希死念慮を口に出すようになった。なお、Ｖ２は、２０２４年２月１４日には、実際に自宅の２階から飛び降りようと試みるなど、自殺を企図しており、精神科を受診し、同日から５日間、精神科に入院するに至っている。

このように、Ｖ２には、生命や心身に重大な被害が発生していると言える。

３　各いじめとの因果関係

[redacted]

[redacted]子どもに与える影響は様々であり、自責の念に苛まれたり、不安に襲われたりと心が不安定になることがある。また、不意に涙が出ることもあればお腹が痛くなることもある。さらに、うつ病、自殺念慮、自殺企図、自傷行為、摂食障害が生じることもある。

Ｖ２が、いじめ[redacted]にあってから頭痛等を訴えたり希死念慮を口に出したりするまでに半年程度の期間が空いているが、その間、Ｖ２保護者とＡ１保護者の話し合いは不調に終わり、Ｖ２の心身の苦痛は継続し、いじめの解消には至らなかった。また、Ｖ２は、Ａ１のＶ３に対する[redacted]対応と比べて、自身のいじめ[redacted]がぞんざいに扱われているとの不満を学

校に抱いていたことも確認されている。

したがって、２０２３年４月以降の体調の悪化や希死念慮を口に出すようになって生命や心身に重大な被害が発生した原因については、Ａ１からの一連のいじめ[redacted]が主たる要因であると考える。

よって、Ａ１の被害生徒に対する一連のいじめにより、被害生徒の生命や心身に重大な被害が発生しており、重大事態に当たる。

第１０　Ｖ２案件に関する学校の対応について

１　２０２２年１２月１日

Ｖ２が他の生徒１名と共に保健室を訪れ、Ｔ１６養護教諭に対し、Ａ１から送られてきたＬＩＮＥのメッセージや体を触られたことについて申告した。Ｔ１６養護教諭は、Ｖ２から聞いた話を直ちに■学年の教員に伝達した。Ｖ２の申告については、■学年の教員から生徒指導教員らに伝えられた。

学校は、Ｖ２の親に連絡した。Ｖ２の両親は、Ｖ２から事情を確認した上で、同日午後７時３０分、Ｖ２とＡ１とのＬＩＮＥのやりとりの画像を持参して来校した。教員らは、Ｖ２から聴き取った内容をＶ２の親に報告した。学校に対し、Ｖ２の両親からは、下記の指摘があった。

- 空き教室の管理および施錠の不備
- 部活動の指導体制（人数、経験年数等）への校内のサポート不足
- 生徒の見取り（記載まま）を目的とした教員間の情報共有と連携不足

さらに、Ｖ２の両親からは、下記の要望があった。

- 上記のような学校体制の見直しと方策の提示（紙面で）
- Ａ１の親と連絡が取りたい。連絡先を教えてもらえるか確認してほしい。
- ■■部の指導体制や生徒の見取りについて直接話を聞きたい。

２　１２月２日

教員１名とＴ１６養護教諭がＶ２を呼び、聴き取りを行った。学校が把握したＶ２の主張は概ね次の(1)及び(2)のとおりであった。

(1) [redacted]

(2) [redacted]

3　１２月５日

学校は、Ａ１とＶ２の事案について、Ａ１の親に電話し、改めて来校するよう求めた。

学校は、Ａ１とＶ２の事案について、警察からの求めに応じ、警察に情報提供をした。

4　１２月６日

午後５時３０分、Ａ１の両親が来校し、Ｔ２教頭ら教員４名が事実確認を行った。ＬＩＮＥのやりとりについては、やりとりの画像を閲覧してもらい事実を確認した。

Ａ１の両親は、事前にＴ２教頭から連絡を受けた時点で、家庭内で本人と話をし、確認をしていたとのことであり、母親から、Ａ１本人の主張について説明があった。

Ａ１の母親の話は下記のとおりであった。

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]

(4) [redacted]

(5) [redacted]

学校は、Ａ１の両親との面談を経て、Ａ１への指導については、家庭での

指導の様子を受けて判断することとし、Ａ１からの話に対しては傾聴する姿勢を持ち、公平な立場で事実を整理しながら進めていくこととなった。職員間でも事実の共有を行うことを約束した。一方で、学校は、これ以上学校で事実関係の追及を行うのは困難と判断し、この件に関しては学校で追加の聴き取りやすり合わせは行わないこととした。また、Ａ１の親がＶ２の親に電話番号を教えていいということであれば今後は双方で連絡を取り合ってもらい、対面か電話対応かで進めてもらい、場合によっては学校が場所を貸し、対面してもらうこともあり得るとした。

５　１２月９日

学校は、Ａ１の親の承諾を得て、Ｖ２の親にＡ１の親の連絡先を伝えた。

６　１２月１３日

午後７時、Ｖ２の親が、来校し、Ｔ２教頭やＡ１の担任であるＴ５■組担任、Ｖ２の担任であるＴ４■組担任、部活動の顧問１名が対応した。

Ｖ２の親からは、他の被害者がいないかどうかを調べるためにアンケート等の実施の提案があったが学校側からは、はっきりとした返答はしなかった。また、加害者を登校させないようにできるかどうかの質問に対しては、義務教育の公立学校としては退学や停学の措置はできないので強制力は働かせられないとの回答をした。また、何かあった際の大人に相談しやすいような生徒との関係づくりや生徒の見取りについての質問については、気を付けて取り組んでいく旨の回答をしたほか、空き教室の施錠などの対応は周知されるのか等の質問に対しては、何かの機会に伝える旨を回答した。

また、同日、Ｖ２の親の求めにより、学校において、Ｖ２の両親と、Ａ１本人、Ａ１の両親の面談の場が設けられた。なお、Ｔ２教頭がその場に同席したが、Ｔ２教頭は、同席するのみで、発言は行わないことを明言した。

７　２０２３年２月１０日

Ａ１の母親から、児童相談所とのやりとりについて、情報共有がなされた。

Ａ１の母親の話によれば、同日、児童相談所から連絡があり、生活をさせるなかでどのような生徒なのか観察したいと言われたとのことであった。

同日、Ｖ２の担任であるＴ４からＶ２の親に連絡を行い、最近のＶ２の学校での様子を伝えた。Ｖ２は家庭でも明るく過ごしている様子であるとの回答があった。また、警察への相談後の進捗状況は把握していないとのことであった。家庭で変わった様子があれば学校に連絡があることになった。また、Ａ１が登校できる状態ではない旨を伝えた。

8　３月６日

３月６日、Ａ１とＡ１の両親が来校し、Ｖ２への聴き取り内容に対する相違点を確認した。Ａ１の主張は次のとおりであった。

(1)　入部して１か月くらいは一緒におらず、自分はほとんど他の生徒２名と一緒にいた。

(2)　先生のいないタイミングはほとんどなく、大体先輩がいたり、先生がいたりした。

(3)　[redacted]を馬鹿にするように[redacted]したことはある。

(4)　[redacted]触ったことは一度もない（服の上からも）。

(5)　[redacted]触ったことは一度もない（服の上からも）が、黒板のところで自分と他の生徒が立っているときに、後ろをＶ２が通ろうとして転んでジャージにほこりがついてそれをほろってあげたことがある。もしかしたらそのときに触れたのかもしれない。でもそのときは、転んだＶ２に「大丈夫？」と声を掛けて、立ち上がれないから手を貸してあげて、「ほこりついてるよ」と言って足のあたりをほろってあげた。Ｖ２は「ありがとう」と言っていた。

(6)　ＬＩＮＥのやりとりについてはその通りである。

なお、Ａ１の親は、学校に対し、別室登校したい旨を申し入れた。

9　３月７日

学校は、Ｖ２の親を招き、Ａ１が別室登校の意思を示していることを説明し

た。Ｖ２の親は、Ａ１には登校して欲しくない、転校して欲しい旨を述べた。

１０　３月８日

市教委からＶ２の件について、学校に対し問い合わせがあり、学校から市教委に対し、初めて、Ｖ２の案件についての情報共有がなされた。また、Ｔ２教頭は、市教委に対し、Ａ１に関する対応の経過を報告した。

市教委からＴ２教頭に対しては、重大事態としての取扱いをし、調査委員会を設置する方向性であること、保護者説明会は時間をかけて検討する旨の説明がなされた。

１１　３月９日

午前９時５５分、学校は、市教委に対し、Ａ１から別室登校の意向が出ていること、Ｖ２に意向確認をした結果、難色を示されたこと、Ａ１の親への報告状況などについて連絡した。

１２　３月３０日

学校は、Ｖ２がＡ１から受けた被害内容を含む、全校保護者説明会を開催した。説明会には、約７０名の保護者が出席し、学校からは、Ｖ２がＡ１から受けた行為について次の原稿を読み上げた。

「これからご説明させていただくのは、９月から１２月にかけて起きた[redacted]問題行動の事案についてです。なお、本件に関しましては、被害を受けた生徒の心情に配慮し、[redacted]二次被害を防ぐ観点から、具体的な内容や生徒の特定につながるような表現を避けてお伝えします。伝わりづらい部分もあるかと思いますがご了承ください。また、[redacted]非常にデリケートな事案であることから、この会の中で知り得た情報については生徒の耳にはいれず保護者のみなさまの胸の中にとどめていただけるようご配慮をお願い致します。」

「続いて２件目の事案について説明します。関係生徒は、男子１名、女子１名です。発覚の経緯については、１２月上旬に保健室に来室した女子生徒が養護教諭に直接相談したことがきっかけです。ここからお伝えする内容は、女子

生徒、男子生徒それぞれへの聴き取りで確認した情報と、被害にあった生徒から預かったスマートフォンの、ＬＩＮＥアプリから知りえた情報をもとにしています。二人から聴き取った情報については、いくつかの相違点がありました。どちらが正しいか認定することが難しい部分については、聴き取りの内容をありのままにお伝えします。

[redacted]

[redacted]

学校の対応については、先程の１件目の事案同様、関係機関と連携をとりながら慎重にすすめているところです。今後も引き続き対応していきます。」

１３　４月６日

始業式において、Ｔ７生徒指導から全校生徒に対し、Ｖ２に関する事実のほか２件のいじめに関して、報告が行われた。説明原稿は次のとおりであった。

「３月３１日以降に一部テレビ局等で報道されていた、網走市内中学校の[redacted]いじめに関して、みなさんにお伝えしたいことがあります。市内の中学校と紹介されていた学校は、[redacted]学校（[redacted]）のことです。昨年９月から、９件の性的ないじめがあり、そのうち３件がいじめ重大事態と認定されました。ただし、起こった案件の中身については、一部の報道では、事実が正しく伝わらなかった部分もありましたので、みなさんには、学校で何が起こっていたのか、正しい情報に基づいてしっかりと認識してもらい、どんな理由があろうと、「いじめは絶対にゆるさない」という強い気持ちを持ってもらいたいと思っています。それでは、いじめ重大事態と認定された３件のいじめについて説明します。

３件のうち２件については、男子生徒１名が女子生徒２名に対して性的ないじめを行ったというものです。行為の内容は、①ＳＮＳで[redacted]メッセージを送る②身体を触る③スマートフォンで[redacted]要求する④指定する場所に来るように脅すようなメッセージを送るなどです。これらの行為を刑法に照らし合わせた場合、[redacted]犯罪に該当する場合があります。

（別件についての説明）

そして、みなさんに絶対にわかってほしいことは、全国で、いじめを苦にして自殺をしてしまう生徒が後を絶たない中、今回被害にあった生徒も同じ道を歩んでいてもおかしくなかったということです。そして、被害を受けた生徒はもちろん、その生徒の保護者も含めて、これらの全ての出来事をうけて深く傷ついている人がたくさんいるということです。先生方は、いじめを絶対に許しません。君たちが生きていく中で、いじめられる側にも、いじめる側にも絶対になってはいけません。今一度、自分の生活を振り返り、普段自分が何気なくしている言動で、周りの人が嫌な思いをしていないかどうか、誰かを傷つけていないかどうか、考えられる人間であってください。先生方はみんなのことを信じています。以上で先生からのお話をおわります。」

１４　４月１２日

Ａ１の新担任（Ｔ６）と新副担任（Ｔ１９）がＡ１の自宅を訪問した。登校自粛が続いていたＡ１の親からは、オンラインでの授業参加はできないか、別室登校はやはり難しいのか等の質問があり、教員らからは、管理職を通じて市教委に確認する旨の回答をした。同日以降、Ａ１に対しては、学習を支援する目的で、週に１回程度の頻度で家庭訪問が行われるようになった。

なお、登校に関して学校は、市教委から、Ａ１に対し、「被害側の心情を理解し登校を控えて欲しい」旨通告していると認識していた。

１５　４月２７日

Ｖ２の親からの要望などがあり、４月２７日以降、Ｖ２は緊急支援対応として派遣されたカウンセラー（臨床心理士、公認心理士）のカウンセリングを受けるに至った。

なお、このカウンセリングを受けるまで、学校からＶ２に対し、カウンセリングを受けるか否かの打診は無かった。

１６　７月５日

Ａ１の親がＡ１を登校させる旨の意思表示を示した。これに対し、市教委は、

Ａ１が登校した場合においては、法等に基づき必要な措置を検討する旨の回答をした。

同日、市教委を通じて、Ｖ２の親に対し、Ａ１が登校してくる可能性がある旨が知らされた。

１７　７月６日

朝、Ａ１は学校に登校し、給食終了後の午後１時に下校した。以降、Ａ１は通常の登校はしていない。なお、同日、Ｖ２はＡ１が登校することを理由に欠席した。

１８　７月１４日

市教委と学校は、Ｅ１教育長とＴ１７校長の連名で、Ａ１の親に対し、法２３条４項に基づく措置の通知を発出した。同通知は、２０２３年７月１８日から、所属クラスとは別室での授業、いじめを受けた生徒及びその他の生徒と接触しないように行動させる等の措置をとることを通知するものであった。

Ａ１としては、校内ではＶ２以外の他の生徒とも接触ができないこと、行事や部活動には参加できないことなどが条件とされていたことなどから、当該別室登校はせず、登校自粛を続けるに至った。

第１１　Ｖ２案件に関する学校対応の評価

１　いじめ防止対策組織の設置状況

法２２条は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定し、学校に対し、いじめ防止対策組織の設置を義務づけている。

この点、２０２２年度の学校の「いじめ防止基本方針」においては、５（５）組織の設置として、「いじめ防止等のための組織「生徒指導会議」を設置する。」との記載があり、構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、（各学年）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）である旨の記載がなされていた。

しかし、教員らへの聴取の結果、Ｔ１校長やＴ２教頭を含め、「生徒指導会議」なる組織を認識している教員は一人もいなかった。

また、「生徒指導会議」という名称ではないにしても、いじめ防止対策組織について尋ねると、本件をはじめとする３件の事案について重大事態として調査することを契機に初めて設置されたとの認識を持っている教員がほとんどであった。

さらに、学校の資料や教員らの発言からは、各重大事態には至らないもののいじめに該当する事実は、本件の発覚以前も複数発生していたと考えられるが、そのいずれにおいてもいじめ防止対策組織は機能していなかったと考えられる。

このように、学校においては、いじめ防止対策組織が設置されていたとはいえない状況であったと言える。

なお、多くの教員において、いじめ防止対策組織は、個別の事案に対して臨時で設置されるとの認識であったが、上記法の規定と解釈からすれば、この認識は誤りである。

2　組織的対応の欠如

法２３条２項は、学校はいじめの事実の通報等を受けたときは、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定している。そして、国の基本方針第２の３（４）ⅲ）においては、前記の法の規定について、「学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。」としている。

本件において、２０２２年１２月２日に養護教諭がＶ２から申告を受けた事実は、いじめに該当する可能性がある内容である。

しかし、養護教諭は、これらの事実を他の教員に報告したものの、教員らは、学校いじめ対策組織として動くという意識は同時点ではなかったと考えられ、組織的な対応をしていない点で問題があったと言わざるを得ない。

学校においては、前記のとおり、実質的には、いじめ重大事態対策チームが設置されていない状況であり、同組織が設定されたのは２０２３年２月であった上、当該時点においても、Ｖ２に関する事情については、当該組織において取り扱いがなされていなかった。

3　[redacted]対応の不十分さ

法２３条３項は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するために、「当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援」を継続的に行うことと定めている。

[redacted]学校としては、直ちにＶ２にカウンセリングを勧めるなどの対応をとるべきであったと言える。

しかし、学校が緊急派遣の心理士の派遣を要請したのは、２０２３年４月下旬のことであり、Ｖ２が初めてカウンセリングを受けるに至ったのは[redacted]申告から３か月以上も経過した４月２７日であった。

このように、学校は、[redacted]Ｖ２の心のケアについて一切の対応をしてこなかったことは、Ｖ２に寄り添った支援を怠っており、重大な問題がある。

4　市教委への報告義務違反

法２３条２項は、学校はいじめの事実の通報等を受けたときは、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定しており、いじめの事実確認の結果については、市教委への報告義務がある。国の基本方針でも、学校に同内容の義務がある。

学校は、２０２２年１２月１日にＶ２から申告を受けた後、同月２日には、Ｖ２から具体的な事情を聴き取っており、当該聴き取った事情は前述のとおりいじめに該当する事実であり、同日の時点において、直ちに市教委に報告すべき義務があった。

しかし、学校が、Ｖ２に対するいじめを市教委に報告したのは、いじめ発覚から３か月後の２０２３年３月８日に市教委から問い合わせを受けたときであった。

したがって、学校には、法及び国の基本方針違反が認められる。

5　事実確認の問題点

法や国の基本方針は、いじめが確認された場合、事実関係の確認をすることを学校に義務付けている（法２３条２項、国の基本方針７頁）。

学校がＡ１からＶ２に対する行為について、直接事情を確認したのは、２０２３年３月６日であった。しかし、学校は、２０２２年１２月６日のＡ１の保護者との面談の時点で、Ｖ２の主張とＡ１の母親が説明するＡ１の主張が食い

違う点が複数あることを把握していた。

双方の主張が食い違っているのであるとすれば、学校としては、Ｖ２の精神的被害の把握やＡ１に対する指導のためにも、具体的状況等を把握すべきであったと考えられる。そのため、Ａ１が登校していない状況であったとしても、学校は、直ちに家庭訪問等の方法により、Ａ１本人から事情を聴取し、事案の把握に努めるべきであった。しかし、学校は、「これ以上学校で事実関係の追及を行うのは困難と判断し、この件に関しては学校で追加の聴き取りやすり合わせは行わない」ことを決定している。

この点において、学校の事案究明に関する対応には、法及び国の基本方針違反が認められる。

6　加害生徒らに対する指導が行われていないこと

法２３条３項は、学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒や保護者の支援とともに、「いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うこととする」としている。

Ａ１は、本件が発覚した２０２２年１２月時点において、既に登校していなかったこともあり、学校からＡ１に対しては、Ｖ２のいじめについて、指導が行われた形跡がないし、保護者への助言も無かった。

また、学校の記録には、「Ａ１への指導については、家庭での指導の様子を受けて判断する」こととした旨の記載があるものの、その後、家庭での指導の状況を確認した形跡もない。

さらに、Ａ１に対して「罰ゲーム」を指示したＡ２及びＡ３に対して、個別の指導がなされた形跡もない。

このように、学校が加害生徒らへの指導及び保護者への助言を怠ったことは、法及び国の基本方針違反が認められる。

第１２　Ｖ３案件に関する事実経過といじめと認定した事実

１

２

(1)　事実経過

ア

イ

ウ

エ

[redacted]

オ [redacted]

[redacted]

カ [redacted]

[redacted]

(2) いじめと認定した事実

[redacted]

[redacted]

[redacted]

3 [redacted]

(1) 事実経過

[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

(2) いじめと認定した事実

[redacted]

[redacted]

ア [redacted]

[redacted]

[redacted]

イ [redacted]

[redacted]

ウ [redacted]

[redacted]

[redacted]

4 [redacted]

(1) 事実経過

[redacted]

(2) いじめと認定した事実

[redacted]

[redacted]

第１３　Ｖ３案件に関する重大事態の認定

１　重大事態

重大事態とは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じることをいい（法２８条１項１号）、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断される。

２　Ｖ３の状況と因果関係

Ｖ３は、本件いじめ発覚前までは、保健室に行くことはなかったが、本件いじめが発覚した２０２２年１１月以降、体調不良や精神的に不安定となることが多く、保健室にほぼ毎日行くこととなった。また、Ａ１が夢に出てきて涙が止まらなくなったり、本件いじめがフラッシュバックしたりするなど体に不調を来たすようになった。さらに、家族やスクールカウンセラーなどに対し、「死にたい」と希死念慮を口に出すようになり、窓を開けて窓から飛び降りることを考えるなど具体的な自殺方法まで頭に浮かぶまでに至っている。

このように、本件各いじめが原因となり、Ｖ３の生命及び心身には、重大な被害が生じているといえる。

第１４　Ｖ３案件に関する学校の対応について

１ [redacted]

２ [redacted]

３ [redacted]

(1)　発覚の経緯と聴き取り

[redacted]

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

カ [redacted]

キ [redacted]

(2) 発覚後の対応

[redacted]

4 [redacted]

[redacted]

5 [redacted]

[redacted]

[redacted]

6 [redacted]

[redacted]

7 [redacted]

[redacted]

8 [redacted]

[redacted]

9 [redacted]

[redacted]

10 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

1 1 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

1 2 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

1 3 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

1 4 [redacted]

[redacted]

[redacted]

１５ [redacted]

[redacted]

１６ [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

１７ [redacted]

[redacted]

[redacted]

１８ [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

１９ [redacted]

[redacted]

２０ [redacted]

[redacted]

２１ [redacted]

[redacted]

第１５　Ｖ３案件に関する学校対応の評価

１　いじめ防止対策組織の設置状況

法２２条は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と規定し、学校に対し、いじめ防止対策組織の設置を義務づけている。

この点、２０２２年度の学校の「いじめ防止基本方針」においては、５（５）組織の設置として、「いじめ防止等のための組織「生徒指導会議」を設置する。」との記載があり、構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、（各学年）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）である旨の記載がなされていた。

しかし、教員らへの聴取の結果、Ｔ１校長やＴ２教頭を含め、「生徒指導会議」なる組織を認識している教員は一人もいなかった。

また、「生徒指導会議」という名称ではないにしても、いじめ防止対策組織について尋ねると、本件をはじめとする３件の事案について重大事態として調査することを契機に初めて設置されたとの認識を持っている教員がほとんどであった。

さらに、学校の資料や教員らの発言からは、各重大事態には至らないもののいじめに該当する事実は、本件の発覚以前も複数発生していたと考えられるが、そのいずれにおいてもいじめ防止対策組織は機能していなかったと考えられる。

このように、学校においては、いじめ防止対策組織が設置されていたとはいえない状況であったと言える。

なお、多くの教員において、いじめ防止対策組織は、個別の事案に対して臨時で設置されるとの認識であったが、上記法の規定と解釈からすれば、この認識は誤りである。

2　組織的対応の欠如

法２３条２項は、学校はいじめの事実の通報等を受けたときは、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定している。そして、国の基本方針第２の３（４）iii）においては、前記の法の規定について、「学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。」としている。

本件において、２０２２年１１月１０日に養護教諭及びＴ１１がＶ３から申告を受けた事実は、いじめに該当する可能性がある内容である。

しかし、養護教諭は、これらの事実を他の教員に報告したものの、教員らは、学校いじめ対策組織として動くという意識は同時点ではなかったと考えられ、組織的な対応をしていない点で問題があったと言わざるを得ない。

学校においては、前記のとおり、実質的には、いじめ重大事態対策チームが設置されていない状況であり、同組織が設定されたのは２０２３年２月であった上、当該時点においても、Ｖ３に関する事情については、当該組織において取り扱いがなされていなかった。

3　事実確認の不十分さ

法２３条２項は、学校はいじめの事実の通報等を受けたときは、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」と規定しており、学校に対し、速やかにいじめの事実を確認することを義務づけている。

[redacted]

[redacted]

このように、学校がＡ１から直ちに事実関係の確認をしなかった点は、法２３条２項に違反する問題があったといえる。

4 [redacted]対応の不十分さ

法２３条３項は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するために、「当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援」を継続的に行うことと定めている。

[redacted]

[redacted]

[redacted]精神的被害は重大なものになると予想される。学校としては、直ちにＶ３にカウンセリングを勧めるなどの対応をとるべきであったといえる。

[redacted]

[redacted]

このように、学校が、[redacted]把握していたにも関わらず、Ｖ３の心のケアについて一切の対応をしてこなかったことは、重大な問題がある。

5　加害生徒らに対する指導が行われていないこと

法２３条３項は、学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒や保護者の支援とともに、「いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うこととする」としている。

[redacted]

しかし、学校から[redacted]指導やカウンセリングが行われた形跡がない。

[redacted]

さらに、[redacted]個別の指導がなされた形跡もない。

このように、学校において、Ｖ３に関し、Ａ１やその他の生徒に対する具体的な指導が行われなかったことは問題である。

第１６　学校及び市教委に対する再発防止の提言

１　基本的な学習態度・生活態度の徹底

各いじめが発生した背景として、■学年、とりわけ、いわゆるスクールカーストで最上位に属する集団の学習態度や生活態度が十分に身についていなかったことが考えられる。

学校は、２か月に一回程度の生徒指導研修にて、学習・生活態度が気になる生徒をピックアップして学校全体で会議し、生徒の状況や課題等を共有していたが、担任任せである点は否めず、当該集団の生徒らの課題解決には不十分な取組であった。

学習・生活態度を身に着けさせる必要がある場合、個別の生徒のアセスメントを教員だけでなく関係者と連携して、チームで支援していく必要がある。

アセスメントとは、当該生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等の情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供するプロセスをいう[2]。医療・福祉等多くの分野で取り入れられている手法であり、個別の生徒を支援する際に有効と考えられる。

支援が必要な生徒の中には、様々な課題を抱えている場合が想定される。たとえば、性格や社会性、学習障害・注意欠陥多動性障害・自閉症等の発達障害といった個人的な課題、児童虐待・家庭内暴力・家庭内の葛藤・経済的困難等の家庭的な課題、友人関係での人間関係に関する課題等である[3]。担任や学年の教員だけでは十分に対応できない課題も想定され、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も支援チームに組み入れることが有効である。なお、スクールカウンセラーは、公認心理士、臨床心理士や児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者の中から各自治体が選

---

2 文部科学省『生徒指導提要（令和４年１２月）』２７頁（文部科学省、第３版、令和５年）
3 文部科学省『生徒指導提要（令和４年１２月）』２２頁（文部科学省、第３版、令和５年）

考し、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士等及び福祉や教育の分野において専門的な知識及び経験を有する者等の中から各自治体が選考する[4]。

そして、何よりも課題を抱える生徒の保護者を巻き込むことが重要である。保護者は、幼少時より生徒を見ており、生徒の性格や特性を理解し得る立場にある。

このように、教員と関係者でケース会議を実施し、その中で生徒のアセスメントを実施し、有効な支援のプランニングを検討・作成し、実際にプランニングを実践していく中で生徒の変化を観察し、改めて、ケース会議を開催して、生徒が抱える課題が解決されているかの確認作業の繰り返しを継続する必要がある。そうして、集団に属する生徒の学習態度や生活態度を向上させていき、ひいては、集団を学年内で良い意味で影響力のある集団に変化していくことや集団を発展的に解消することが期待される。

2　被害生徒の支援と加害生徒の指導（[redacted]）

[redacted]

そのため、集団内で[redacted]が繰り返されても、被害生徒はほぼ固定化しているが、それでも[redacted]集団は維持される。

その要因として、①[redacted]、②加害生徒らについては「シンキング・エラー」があることが考えられる[6]。

今後、本件各いじめ同様に、集団内でのいじめが発生する可能性があるので、

4 文部科学省『生徒指導提要（令和４年１２月）』２１頁（文部科学省、第３版、令和５年）
5 和久田学『学校を変えるいじめの科学』５０頁（日本評論社、第１版、平成３０年）
6 和久田学『学校を変えるいじめの科学』３１頁（日本評論社、第１版、平成３０年）

その予防策や対応策を検討する。

被害生徒については、集団内でいじられ、時にはいじめに該当する行為を受けて自己肯定感を低下させながらも、他に所属する集団は存在しないと思い込み、自尊心を差し出すことで所属が認められている。加害生徒らは、被害生徒について「あいつは、そういう扱いをしてもいいんだ。」と誤った考え（シンキング・エラー）を深め、強固にしていく。

集団内でのいじめが発生した場合、被害生徒に対しては十分に被害者の傷つきをケアし、自己肯定感への支援がなされたら、今後、二度と同じ様ないじめ被害にあわないためのスキルを提供する必要がある。ただし、いじめにあわないためのスキルを簡単に身に着けることは困難であり、その間、被害生徒を別の仲間に入れるようにする。間違ってもいじめが発生した集団に戻してはいけない[7]。それは、周囲の大人が、被害生徒を守ることができない責任を、被害生徒に押し付けることを意味する。

続いて、加害生徒らに対しては、自分がしたことの問題を気付かせるとともに、シンキング・エラーの是正をしなければならない。シンキング・エラーを是正しなければ、同じ問題を繰り返してしまう。加害生徒は、「あいつは、そういう扱いをしてもいいんだ。」、「あいつが悪いんだ。」、「遊びだから。」、「いじっているだけ。」と言い訳をし、加害行為を正当化する「中和の技術」を身に着けている[8]。現に、本件[redacted]の加害生徒の中には、教員からの聴取に対し、「お互いにやっている。」と回答し、シンキング・エラーを抱えている者がいる。そのため、上記１の繰り返しになるが、生徒毎にケース会議を開催してアセスメントを実施の上プランニングし、シンキング・エラーを修正すべく保護者と協力しながら指導・支援していく必要がある。

---

7 和久田学『学校を変えるいじめの科学』５１頁～５２頁（日本評論社、第１版、平成３０年）

8 和久田学『学校を変えるいじめの科学』３６頁（日本評論社、第１版、平成３０年）

3　集団への介入

生徒個人がシンキング・エラーに基づき集団を構成すると、集団もシンキング・エラーに基づき学校内で行動する。

生徒個人にはケース会議に基づきアセスメントを実施することで支援していくが、学校は集団生活であり、集団の指導も必要となる。

集団がルールを守らないと学級崩壊状態になりかねず、学力低下、非行、不登校の生徒が増加、やがては教師と生徒の立場が逆転し、ルールを守らない生徒が力を持つようになる。そうなると、ルールを守らない力のある生徒が生徒間での悪い意味でモデルとなり、同じ様な行動をする生徒が増えていく。このような学校で、いじめの予防・撲滅は難しい。

まずは、いじめ予防を検討する前に、ルールを再設定し、集団を立て直さなければならない。健全な集団であって初めて、いじめ予防に集中することができる。

すでに問題が大きくなった集団・学年の場合は、徹底的な介入が必要となる。年度の途中であっても担任を変え、ルール設定を変え、指導方法を変えるくらいのことをしなければならない[9]。そうでないと、年度が終わるまでルールを守らない学年・学級で学校生活を継続しなければならず、真面目に学校生活を送りたい生徒の学習権を侵害することとなる。

「ルール設定」については、ベル席を守る、授業は座って聞く、私語をしないという基本的なところから始める必要がある。このような最低限のルールさえ守れない集団が多いためである。ここでも、集団に対するアセスメントは必須である。

このような大きな学校内での変革は、校長が市教委と密に連携を取りながら

---

9 和久田学『学校を変えるいじめの科学』１３４頁～１３６頁（日本評論社、第１版、平成３０年）

強いリーダーシップのもと実現しなければならない。なぜなら、ルールが守れていない集団を担当する現場の教員は、学年や学級の運営で精一杯であるし、現場からこのような変革を求めることは難しいからである。前例のないことを実現するには非常に勇気がいることであるが、真面目に学校生活を送りたい生徒を守り、かつ、現場で疲弊している教員を守るために、校長は、学校の長として教員らに具体的な助言や指導をし、一定の方針を示すべき立場にあり、担任を変えることや教員の増員を要請する等の一歩を踏み出すことを躊躇してはならない。一方で、市教委は、人員配置のための年度途中での予算編成を含めて全面的に学校を援助しなければならない。

4　生徒会活動の支援

学校いじめ基本方針「５　学校における取組」の「（１）いじめの未然防止」の③では、「生徒会を中心とした、生徒によるいじめの防止等に資する自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行う。」とある。

いじめには、被害者、加害者のみならず見て見ぬふりをする傍観者が存在する。学級内におけるいじめ被害の多さは、傍観者の人数と関連が強いことが指摘されている。

加害者は、シンキング・エラーに基づきいじめているから、自分の行動がいじめだと認識していないことが多い。被害者は、自尊心が傷つけられており、教師や親や友人に助けを求めることは難しい立場にある。被害者が助けを求めることができていれば、そもそもいじめは発生しないし仮に発生しても早期に収束する。

このように加害者と被害者にいじめ問題を解決させることは困難であり、解決の鍵となるのは、「傍観者」である。

もっとも、いじめ傍観者がいじめをやめさせることは難しいことである。すなわち、いじめ傍観者が、いじめに関与しない理由は、①何をすればいいか分からない、②報復（次のいじめのターゲットになること）を恐れている、③何

かをして状況をさらに悪くすることを恐れている、ことが理由に挙げられる[10]。実際、生徒は、自分や他人がいじめられていることを親や教師に告げると「チクった」と非難され、仕返しされることを恐れているし、仮に、親や学校の介入でいじめが解消したとしても、またいじめられるのではないか、と恐れている。

そこで、生徒会を中心として、いじめの防止等に資する自主的な企画及び運営による活動を学校が支援することが有効である。その中で、①いじめについて話し合わせることにより、いじめをやめさせたいと思っているのは自分だけはないと気づかせる、②いじめをただ見ていること（何も行動しないこと）が、いじめ加害者に力を与えてしまうことを知らせる、③自分たちの集団を安全に保ち、いじめをなくすために行動することについて責任を持たせることが必要である[11]。

こうして、傍観者の集団がいじめの加害者に対抗し、報復を受けることなく、状況の改善を実感することができれば、自主的にいじめ防止等の活動をさらに進展させることができる。多くの生徒達が望んでいるのは、いじめが発生しない環境で穏やかに学校生活を送ることである。その生徒達の希望が最優先事項であり、学校は最大限支援すべきである。シンキング・エラーに基づいて行動する集団に学級・学年・学校を牛耳らせることはあってはならない。

なお、いじめ傍観者も、被害者同様に心理的苦痛を受けているとされる。いじめの被害や目撃は、他の災害よりもずっと深刻で、いじめの被害を受けている、もしくは傍観しているそのときだけではなく、その後の人生にも深刻な影響を与えるとされる。つまり、いじめを見ているだけでも被害を受けるとされる[12]。そのような被害性の観点からもやはり、学校は、最大限の支援をすべきと

10 和久田学『学校を変えるいじめの科学』５７頁（日本評論社、第１版、平成３０年）
11 和久田学『学校を変えるいじめの科学』６０頁（日本評論社、第１版、平成３０年）
12 和久田学『学校を変えるいじめの科学』５９頁（日本評論社、第１版、平成３０年）

いえる。

5　市教委との連携

学校は、２０２２年７月時点で、市教委に■学年の現状を報告し教員の増員等の支援を依頼することを検討していたが、市教委と学校との間で十分な情報共有がなされず、学校が希望する方策は実現しなかった。

学校が希望していた教員の増員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの常駐は、市教委が有する人事権が絡む問題であり、学校だけでは対応できない。そのため、学校は、校内の課題を的確に伝えるとともに支援の必要性を訴え、市教委は支援の必要性を検討の上、仮に、支援の必要性が認められる場合は迅速に人員の配置をすべきである。ただでさえ、教育現場はオーバーワークが問題となっているのであり、人員の補填なく、現場に課題解決を任せることは更なるオーバーワークを招くこととなり、避けなければならない。

6　いじめ対応ガイドブックの利用

学校の本件各いじめへの対応は、管理職と■学年教員を中心とした会議を開催しながらであったが、その際、法や学校いじめ基本方針を確認しながらの対応ではなく、法や学校いじめ基本方針が求める対応と乖離する場面があった。

いじめ対応は、教育的知見はもちろんのこと、法的知見も求められる。もっとも、対応の都度、法や文部科学省の基本的方針やガイドラインを参照することは、忙しい現場の教員にとっては負担であり、効果的とは言えない。

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課は、２０２２年１０月に「いじめ対応ガイドブック・支援ツール＝コンパス＝」を作成し、教育委員会及び学校に通知している。

これは、２０１３年９月に法が施行されたが、その後も教職員によるいじめ情報の抱え込みや児童生徒の理解に欠ける不適切な対応、組織の機能不全等により、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりする事案が発生したことを反省し、いじめ問題へ適切に対応するためには、

全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応等についての理解を深めるとともに、校長のリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心に、全教職員でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることを目的として作成された。

このように、コンパスは、法・国の基本方針・ガイドラインが求める対応を詳細にまとめており、まずは、コンパスを確認したうえで遺漏なく対応することが重要である。

7　学校いじめ基本方針の改正

学校いじめ基本方針が、いじめが発生した際の市教委への報告義務を課していない点は法２３条２項に違反することを指摘したが、この点の改正が必要である。

また、学校いじめ基本方針５（６）③は「「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずるとともに教育委員会に報告する。」と規定し、加害生徒か被害生徒のいずれが別室登校するのか明らかでなく、被害生徒が別室登校するかのようにも読むことができるため、法２３条４項に違反することを指摘したが、加害生徒の別室登校が原則であるとする改正も必要である。

8　生徒からの情報収集、生徒の見守りの強化

Ｖ２案件においては、学校がいじめを把握することなく、Ｖ２が学校に入学してから、Ａ１が登校を自粛するまでの間、数か月にわたり、Ｖ２に対するいじめが行われてきた。

本件においては、教員らから見て、Ａ１とＶ２との間でいじめを疑うような出来事はなかったものの、Ｖ２が教員らに相談しやすい環境があった場合、早期に学校がいじめを把握し、先につながる行為を未然に防止できた可能性がある。また、学校側においても、生徒の学校での様子を十分に観察し、元気のない様子などがあった場合には、家庭との情報共有によって、原因を探索するな

どの対応が必要と考えられる。

9　進学時の情報共有

学校において、本件各いじめの関係生徒の小学校時代の重要な検査結果が、中学入学時に引き継がれていないなどの事情が発覚した。過去の生徒の検査結果や行動は、教育上の必要な配慮や支援を検討する上で重要な要素であり、本来であれば、中学入学に伴い、小学校からの引継ぎがなされるべきであった情報である。

また、小学校時代からの生徒間の「いじる側」、「いじられる側」などの関係性がそのまま中学校でも続き、本件に至った側面もある。

各生徒の注意すべき行動や特性、生徒間の関係性や、教育上の必要な配慮や学校生活における必要な支援などについて、小中学校又は転校前後の学校間において共有され引き継がれるシステムの構築がなされるべきである。

１０　教職員、教育委員会関係者のいじめの理解の徹底

本件の調査において、学校は、管理職も含めて、いじめ防止対策組織が本来は常設の組織であることや、重大事態以外の事案においてもいじめ防止対策組織への報告が必要であることなどについての基本的な理解が欠落していることが判明した。

いじめ重大事態対策組織の設置は、法に基づくいじめ対応の中で最も基本的な内容であり、このような理解の欠如は、いじめ対応を根幹から誤る原因につながるものである。新規採用職員に対する義務研修だけではなく、年間を通じて教職員に対するいじめ対応の正しい理解を確認する機会を設ける、経験年次に応じていじめの研修を設定するなど、いじめ対応に対する理解を深めていくことが必要である。

第１７　市教委の対応とその評価について

１　市教委の対応（時系列）

(1)　[redacted]に関係する事実経過

ア　２０２３年２月８日

Ｔ５[redacted]組担任は、この日の５時間目の終了後に発生した[redacted]事案発生後、[redacted]学校に戻ってから、午後８時２０分に市教委のＥ６学務係長に電話で概要を報告した。Ｅ６学務係長は、市教委内で情報共有する旨回答した。

イ　２月９日

(ｱ)　Ｅ１教育長が市長、教育委員へ概要を報告した。

(ｲ)　午前１０時１５分、Ｔ２教頭からＥ６学務係長宛てに、[redacted]状況を報告した。

(ｳ)　午後１時００分、市教委から北海道教育委員会オホーツク教育局へ状況を報告した。

(ｴ)　午後４時００分、教育局から市教委に対し、組織として対応することから、聴き取りや家庭訪問などは複数名で行うこと、学校が把握・対応した内容について、時系列で記録を整理することの連絡があり、連絡の内容を学校と共有した。

(ｵ)　午後６時３０分、Ｔ１校長が市教委を訪問し、同日付け被害事故報告書を提出した。

ウ　２月１０日

(ｱ)　午前９時２０分、Ｔ２教頭からＥ６学務係長に状況を報告した。また、２０２２年１１月１８日頃、[redacted]事案が発生していたこと、[redacted]報告がされた。

[redacted]

オ　２月１４日

午後４時３５分、教育局と市教委が学校を訪問し、重大事態の取扱いと対応確認、登校できない生徒への学びの保障に関する助言、いじめ対応に関する助言がなされた。

[redacted]

(ｲ) 午後６時１０分、Ｔ１校長、市教委Ｅ２学校教育部長、Ｅ４学校教育部次長、Ｅ５学校教育部参事、Ｅ６学務係長が出席して今後の対応を協

議した。警察からの情報提供の見通し、関係生徒保護者への状況説明、当初説明内容の根拠、説明会の実施決定などを確認した。

ク　２月２０日

弁護士と協議。

[redacted]

コ　２月２８日

午後７時から実施された関係生徒保護者説明会に市教委から３名が出席した。

サ　３月３日

午前８時５０分、Ｔ２教頭からＥ６学務係長に、３月１０日金曜日に全校生徒対象の説明会を開催することで準備をしていること、全体説明会の前にある程度和解に向けた歩み寄りができた状態がよいと考えてはいるが、[redacted]報告された。

シ　３月７日

午前９時、Ｔ２教頭からＥ６学務係長宛てに、全体説明会で当事者の氏名を出すべきか確認・相談した。Ｅ６学務係長は、[redacted]状況を確認した。

ス　３月８日

午前１１時３０分、Ｔ２教頭が市教委を訪れ、Ｅ３学校教育部次長、Ｅ４学校教育部次長及びＥ６学務係長と重大事態の取扱い、調査委員会の設置の方向性、保護者説明会は時間をかけて検討する旨を確認した。

セ　３月１５日

午後７時００分、臨時教育委員会が開催され、「網走市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」承認。

[redacted]

タ　３月２１日

午後３時００分、いじめ問題専門委員会が開催され、重大事態、調査委員会設置が確認された。

チ　３月３０日

(ｱ)　午後２時３０分、総合教育会議（協議事項「いじめ問題行動の対応について」）が開催された。

(ｲ)　午後６時００分、全校保護者説明会に同席。

ツ　３月３１日

午後１時３０分、記者説明会を実施。その際、Ｅ１教育長が「男子生徒１１名のうち１名が、ＳＮＳによる被害にも関係している生徒がいる」と誤った説明をした。

[redacted]

なお、[redacted]事件の当委員会の事実認定については、第３の６のとおりである。

テ　４月３日

臨時校長会議（「いじめ問題行動の概要・これまでの取組・今後の対応策」）を開催した。

ト　４月８日

網走市公式ホームページ（ＳＮＳ）に情報を公開した。

ナ　４月１０日

関係生徒保護者が質問書を持参して市教委を訪問した。

ニ　４月１１日

文教民生委員会（議件「中学校における問題行動への対応について」）にＥ１教育長、Ｅ９学校教育部長、Ｅ３学校教育部次長及びＥ５学校教育課長が出席して説明した。

委員会での市教委の説明内容（市政記者会が誤認したかの説明）について企画総務部長宛てに抗議があり、資料とお詫びの文書を配布する。

ヌ　４月１２日

(ｱ)　市教委からＣ２生活安全課長を訪問し、文教民生委員会答弁内容と報道内容の齟齬について説明する。

(ｲ)　全小中学校保護者宛て文書を作成し、４月１３日配布を予定する。

ネ　４月１３日

(ｱ)　関係生徒保護者が市教委を訪れ、記者説明会の誤りについて謝罪会見を開くよう申入れ。

(ｲ)　午後８時から謝罪説明会見の実施を市政記者会宛てへ案内するも参加者なく、会見予定の謝罪内容を報道各社宛てにファクシミリ送信する。

ノ　４月１４日

(ｱ)　Ｃ２生活安全課長を訪問し、文教民生委員会会議録を提供する。

(ｲ)　４月１３日配布予定であった全小中学校保護者宛て文書を配布する。

[redacted]

ハ　５月１日

(ｱ)　関係生徒保護者からの４月１０日付け質問書に対する回答書案を弁護士と協議する。Ｃ２生活安全課長へ回答書案を提供する。

(ｲ)　午後５時３０分、Ｔ１教育長から当該関係生徒保護者へ回答書を交付する。

(2)　Ｖ３事案及びＶ２事案（ＳＮＳ事案）に関係する事実経過

ア　２０２２年１１月１１日

(ｱ)　午前中、Ｔ１校長が市教委を訪れ、[redacted]状況を報告した。

(ｲ)　午後０時５０分、学校から市教委宛てに、[redacted]報告した。

イ　２０２３年1月１８日

午前１１時４０分、警察から市教委宛てに、Ａ１が学校に行けていないとの情報提供があった。

ウ　３月７日

午前９時００分、学校から市教委宛てに、Ａ１保護者から別室登校に関する連絡があったと報告した。

エ　３月８日

(ｱ)　午前１１時３０分、Ｔ２教頭が市教委を訪れ、Ａ１に関する２月１日以降の対応経過を報告した。また、重大事態の取扱い、調査委員会の設置の方向性、保護者説明会は時間をかけて検討する旨確認した。

(ｲ)　Ｅ１教育長が市長に報告。

(ｳ)　夕方、Ｖ２親の関係者が市教委を訪れ、Ｖ２事案に関する情報提供が

あった。これに対し、市教委は、把握していない内容について、確認作業を行うこととする。

(エ) 市教委からＶ２の件について、学校に対し問い合わせ、Ｖ２の案件についての情報共有がなされた。

オ　３月９日

午前９時５５分、市教委は、学校からの説明により、Ａ１から別室登校の意向が出ていること、Ｖ２[redacted]に意向確認をした結果、難色を示されたこと、Ａ１親への報告状況などについて連絡を受け、ＳＮＳ事案の全体像を把握した。

カ　３月１０日

市教委は、Ｖ２親に連絡し、現時点での意向確認と詳細を別途聴き取りすることにした。

キ　３月１５日

午後７時００分、臨時教育委員会が開催され、「網走市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」承認。

ク　３月２０日

午後６時００分、市教委は、[redacted]Ｖ２親から、Ａ１の登校に関して意向を聴き取りした。

ケ　３月２１日

午後３時００分、いじめ問題専門委員会が開催され、重大事態、調査委員会設置が確認された。

コ　３月３０日

(ア) 午後２時３０分、総合教育会議（協議事項「いじめ問題行動の対応について」）が開催された。

(イ) 午後６時００分、全校保護者説明会に同席。

サ　３月３１日

午後１時３０分、記者説明会を実施。

シ　４月３日

(ｱ)　臨時校長会議（「いじめ問題行動の概要・これまでの取組・今後の対応策」）を開催した。

(ｲ)　市教委が学校・カウンセラーと共に、Ａ１親と面談した。

ス　４月８日

網走市公式ホームページ（ＳＮＳ）に情報を公開した。

セ　４月１１日

(ｱ)　文教民生委員会（議件「中学校における問題行動への対応について」）にＥ１教育長、Ｅ９学校教育部長、Ｅ３学校教育部次長及びＥ５学校教育課長が出席して説明した。

(ｲ)　Ｖ２親から市教委に対し、委員会での答弁中、学校から市教委への報告時期に関し誤りがある旨指摘がある。これを受けて市教委は、Ｖ２事案について「３月８日関係者から情報提供、３月９日[redacted]中に確認」であったことから、誤答弁対応を検討した上、Ｖ２親に連絡する旨回答した。

ソ　４月１２日

(ｱ)　市教委がＣ２生活安全課長を訪問し、文教民生委員会答弁内容と報道内容の齟齬について説明する。

(ｲ)　全小中学校保護者宛て文書を作成し、４月１３日配布を予定する。

タ　４月１４日

(ｱ)　Ｃ２生活安全課長を訪問し、文教民生委員会会議録を提供する。

(ｲ)　４月１３日配布予定であった全小中学校保護者宛て文書を配布する。

[redacted]

チ　４月２５日

Ｖ２親から市教委宛てに連絡があり、Ａ１の状況確認と今後に向けた働きかけを急ぐよう、また、その結果を報告するよう要望された。

ツ　４月２６日

(ｱ)　Ｔ６（Ａ１担任）から市教委宛てにＡ１の今後について報告を受けた。その内容は次のとおり。

Ａ１は現在落ち着いている、高校には進学したい、週１・２回程度担任及び教科担任から自宅で学習サポートを受けている、報道により転校に後ろ向きとなった（新たな人間関係の構築に不安があり）、応急的対応で２年間続けることはあり得ない。

(ｲ)　市教委からＡ１親に対し連絡し、Ａ１の今後について話合いの場を設定することとした。

テ　４月２７日

市教委がＡ１親と面談した。面談の内容は次のとおり。

今後の方向性（考え方）の確認、現在の学習サポート以外の学びについて提案、今後の状況確認として月１程度面会の機会を設ける。

ト　４月２８日

市教委からＶ２親宛てに、４月２７日のＡ１親との面談内容を報告した。

ナ　５月１２日

教育局からＥ１０主査とＥ１１主事が市教委を訪れ、状況報告する。

ニ　５月１５日

Ｅ３学校教育部次長が[redacted]中を訪問し、Ａ１について管理職と協議した。

ヌ　５月１８日

教育局からＥ１２支援課長、Ｅ１１主事が市教委を訪れ、オンライン学習の実施など指導・助言する。

ネ　５月１９日

Ｅ３学校教育部次長が教育局Ｅ１０主査、Ｅ１１主事と共に学校を訪問

し、Ａ１について、オンライン学習の実施など管理職と協議した。

2　市教委の対応に対する評価

(1)　スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施について

市教委では非常駐のスクールカウンセラーを設置しており、学校においてもカウンセリングを受けることが可能であった。

いじめが発生した場合の関係者、特に被害者の心のケアへの配慮は、学校及び市教委の対応として欠かせない事項である。さらに、本件ＳＮＳ事案は性加害の事案であって、心のケアが特に重要となりうる類型の事案であった。

しかし、市教委は、本件各重大事態において、被害者がカウンセリングを受けているか、あるいは受けることを希望しているかについて、学校に対し確認することをしなかった。

その結果、Ｖ２が、２０２３年４月、カウンセリングを受けたいと申し出てから初めて、道に対してスクールカウンセラーの派遣を依頼するなどの対応を取ったが、遅きに失する対応であったと言わざるを得ない。

(2)　警察との連携について

市教委としては、いじめ問題対策連絡協議会など警察を構成メンバーとする会議において協議するなどして警察との連携を進めてきたものの、現実に警察が関与するいじめ事案が発生したとき、具体的にいかなる連携を警察との間でとるか又は期待できるかの検討が不十分であった。

そのため、学校において警察とは別の教育的観点から速やかにいじめの事実の有無の確認を行うべきであったにもかかわらず（法２３条２項）、これを怠っている状況を把握しながら、市教委は、学校に対し、事実確認に着手すべき指示（法２４条）をすることを検討しなかった。

(3)　情報発信について

いじめ事案については、慎重かつ正確な情報発信が行われるべきところ、定例議会において担当者が学校名を出してしまったこと、Ｅ１教育長が記者

説明会を実施した際、[redacted]と誤った説明をしたことは、慎重さが足りなかったと言わざるを得ない。

第１８　市教委に対する提言

１　いじめの再発防止や予防について

(1)　網走市いじめ防止基本方針に沿った施策の強化と見直し

網走市いじめ防止基本方針には、市が実施すべきいじめ防止等のための施策として、「・児童全体及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。」、「・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備します。」、「・インターネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。」、「・児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行います。」などと掲げられているものの、これらの施策が十分に実施されているかは疑問である。

なお、市教委において、いじめ防止のためのアプリの導入やいじめ未然防止に向けた保護者周知のための講演会を開催することを検討しており、２０２４年度からいじめも含めた問題行動に対応する専門の相談員を配置しているとのことである。

ア　施策「・児童全体及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。」については、校長会や教頭会において管理職に対して働きかけるだけでなく、市教委が児童や保護者に直接的に働きかける活動を検討すべきである。市教委はいじめ未然防止に向けた保護者周知のための講演会を開催することを検討しているとのことであり、そうした取組を進めていただきたい。

イ　施策「・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備します。」については、メール配信システム「マメール」による情報提供だけは不十分であり、市教委が学校、家庭、地域社会のニーズを把握

して、双方向的な連携や支援その他の体制の整備を検討すべきである。導入が予定されているいじめ防止のためのアプリが上記連携や支援に資することを期待したい。

ウ　施策「・インターネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。」について、市教委は、インターネットパトロールを現場の教職員に任せきりにして、その具体的実施状況も把握していないところ、①民間企業、ＮＰＯへの委託、②教育委員会等で学校ネットパトロール専従の人員を配置、③ボランティア等の外部人材の活用、④教育委員会等に通報窓口を設置、⑤教育委員会の職員が定期又は随時に学校ネットパトロールを実施するなど、現場任せでない実効性のある具体的施策を検討すべきである（学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議　報告書「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」参照）。

エ　施策「・児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行います。」については、市教委はいじめ未然防止に向けた保護者周知のための講演会を開催することを検討しているとのことであり、そうした取組を積極的に進めていただきたい。

(2)　教職員の配置及びストレスコントロールについて

教職員は例外なくといっていいほどオーバーワークになっており、そのこと自体がいじめの予防や早期発見、いじめ発生後の対応に影響してもおかしくない状況にある。

市教委としては、可能な限り教職員の過度な業務や長時間労働を軽減するほか、教職員が健康を害することがないようストレスチェックの機会を保障するなど必要な措置を講ずるべきである。

当委員会は、学校の教員の聴取の中で、ウェブ上でメンタルヘルスチェックを教職員自身が入力して行い、アップしていると情報を得た。

しかしながら、各教職員が入力したメンタルヘルスに関するデータを学校や市教委がどのように有効活用しているか明らかにはならなかった。各教職員がメンタルヘルスチェックを自身のパソコンで入力しただけで終わっており、過大なストレスを抱えている教職員への福利厚生的なアプローチはなされていなかったと思われる。

学校において、複数のいじめ問題が同時期に生じたことを踏まえると、当該学校に勤務する教員たちの肉体的・精神的負担は大きかったと想像する。その肉体的・精神的負担に対するケアが十分にできていなかったことは大きな問題である。心身ともに健康な状態でなければ、問題を抱える生徒と向き合いながら対処し、解決するエネルギーは生じない。心身ともに疲弊した状態の教職員が、被害生徒に寄り添いながら同時に発生する複数のいじめに対処することは困難である。

今後、いじめ問題に適切に対応するためにも、教職員のメンタルヘルスチェックを適切に行い、その結果を踏まえて医師の診察やカウンセリングを受ける等の早めの手当てが必要と考え、その措置を講じるように提言したい。

(3)　コンパスの活用について

道教委が２０２２年１０月作成した「いじめ対応ガイドブック・支援ツール　＝コンパス＝」（以下「コンパス」という。）は、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「組織対応」、「重大事態の対応」の４段階での具体的な取組や支援ツールをまとめた資料である。

ところが、学校においては、２０２２年１０月以降、コンパスが認知されておらず、活用された形跡が見受けられなかった。

すべてがマニュアルどおりに処理できないことは当然としても、いじめ問題に対応する支援ツールが少ない中の貴重な資料であることは間違いなく、市教委としてはコンパスが各学校の現場において活用されるべく研修を実施することなどを検討すべきである。

2　いじめ問題調査委員会の在り方について

本件各いじめは比較的近接した時期に同じ学校で起きた３件の重大事案について、うち２件は加害者が同じ生徒であることもあって、１つの委員会が調査することになったものである。

複数の案件を一つの調査委員会が調査することは、一部の関係者からの聴き取りの重複を避けることができるなどの長所がある反面、本来無関係である他の事案の関係者の意向により調査に支障が生じ、調査期間が長期化する短所も考えられるので、事案に応じて慎重に検討されるべきである。

本件３件の重大事態について１つの調査委員会が調査したことについて、聴取対象の教員や市教委職員への聴取が基本的に１回で終了したことは聴取対象者の負担が軽減されたと言えるが、第１回当委員会開催から本調査報告書完成まで２年弱を要しており、その間、被害当時■年生であった生徒らは、既に■年生を終えようとしており、調査が長期化したことは認めざるを得ない。従って、今回の如く複数の重大事態案件についての調査は、今後は慎重に検討を要する事を付言しておきたい。

3　委員の委嘱方法について

本件では、常設の機関であるいじめ問題専門委員会の委員が調査委員会の委員を兼ねることとなった。後者の調査活動の量は、前者のそれと比べはるかに多く、委員は調査期間中、膨大な作業に多くの時間を割くことになるが、市教委は委員候補者にそのような説明はしていなかった。市教委は、調査委員会の活動の内容と役割、すなわち調査の期間、方法、会議の開催数、被害者や加害者に対する対応、委員会と市教委の役割分担、報酬などを委員候補者に説明した上で委員会を設置する必要があった。

本件では調査に支障は生じなかったが、いじめ重大事態の調査に対する市教委の理解と委員への説明は不十分であったと言わざるを得ない。

今後、調査委員会を設置する場合、市教委は今回の事例や他の地方自治体の

事例を参考に、委員候補者に調査委員会の活動と役割を事前に十分説明する必要があることを指摘しておきたい。